

景品付き定期預金規約

第1条 適用範囲

当行が提供する第2条に定める景品付き定期預金（以下、「この預金」という）については、本規約により取扱います。また、お取引にあたり、本規約の条項にすべて同意いただくものとします。

第2条 景品付き定期預金の定義

この預金は、満期まで預入れいただいた場合に限り、当行所定の金利に加え、当行所定の景品を受取ることのできる円定期預金です。景品付き定期預金の各商品について詳しくは、商品詳細説明書にてご確認ください。

第3条 預金の預入れ

1. この預金の預入金額および単位は、商品ごとに当行が別途定めるものとします。
2. この預金の預入れは、当行所定のネットワークに接続できるパーソナルコンピュータおよび当行所定のスマートフォン（インターネットに接続できる携帯情報端末）を利用した当行のお客さまご本人名義の普通預金口座からの振替により行うものとします。
3. この預金の預入れにあたっては、別途当行所定のサービス利用登録が必要な場合があります。

第4条 証券類の受入れ

この預金には、手形、小切手、配当金領収証、その他証券類の受入れはできません。

第5条 預金の払戻し

1. この預金は、預入れ時にあらかじめ指定した方法により、満期日に、元金および利息を当行に開設されているお客さまご本人名義の普通預金口座に振替えることにより払戻します。ただし、期限前解約（第7条）の場合はこの限りではありません。
2. 自動継続の取扱いはありません。

第6条 景品

1. 景品の種類は、商品ごとに当行が別途定めるものとし、預入金額に応じた所定の数量を付与するものとします。
2. 景品の付与は、当行がお客さまの預金が満期を迎えたことを確認した後、付与手続き

を開始するものとします。

3. 次の場合には、当行はお客さまに通知し、またやむをえない場合には通知することなく、景品付与を行わないものとします。なお、景品付与が行われないことにより生じるお客さまの損失・損害については、当行は一切その責任を負わないものとします。
 - (1) 満期を迎えた時点もしくは景品付与手続完了時点で、第3条第3項の利用登録が解除されている場合
 - (2) 期限前解約（第7条）または解約・取引の停止等（第8条）がなされた場合
 - (3) 満期日以降、景品付与手続が完了するまでの間に第5条1項の規定により指定されたお客さま名義の普通預金口座が解約された場合
 - (4) 満期日において普通預金口座の凍結その他の理由により元利金または利息のお支払いができず、満期日の翌日以降に元利金または利息のお支払いを行う場合
 - (5) 預金保険法に定める保険事故が当行に発生した場合
 - (6) 当行が景品にかかるサービスの取扱いを終了した場合
 - (7) 景品の販売元が景品の対象となる商品・サービスの取扱いを終了した場合
 - (8) その他、お客さまの責めに帰すべき事由により景品付与ができなかった場合

第7条 期限前解約

1. 満期日前の解約は原則としてできません。ただし、次項に定める手続きに基づき解約依頼の受け付けが行われ、かつ当行が認めて、満期日前の解約に応じた場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの期間について、第9条第5項に記載の中途解約利率により計算し、元金とともに当行に開設されているお客さまご本人名義の普通預金口座に振替えることにより払戻します。ただし、景品は付与されません。
2. 満期日前の解約依頼の受け付けは、auじぶん銀行取引規約に定める方法に従い、本人確認が行われ、かつ取引依頼内容が確定した場合に限り、取扱います。ただし、当行が必要と判断したときには、いつでも、満期日前の解約依頼の受け付けを、テレホンバンキングのみに限ることができるものとします。

第8条 解約・取引の停止等

次の各号に掲げるいずれかの事由がお客さまに生じた場合、当行はお客さまに事前に通知することなく、当該定期預金への預入を停止し、または当該定期預金の期限前解約が行えるものとします。なお、お客さまに対する当行からの解約の通知は、お客さまが届け出た電子メールアドレスまたは住所に対して行うものとし、事由のいかんを問わず延着し、または到着しなかった場合にも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- (1) 本規約または当行のその他の規約に違反した場合
- (2) 当行が付与する景品の購入、または譲り受けが禁止されている者が、当該定期預金への預入を行ったことが明らかになった場合

第9条 利息の計算

1. この預金の利息は単利計算を行います。また、付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します（円未満切捨て）。
2. この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および適用する当行所定の利率によって計算し、満期日に支払います。ただし、期限前解約（第7条）がなされた場合はこの限りではありません。
3. 満期日は次の通り取扱います。なお、一般の休日が満期日になることがあります。
 - (1) 期間（月）に応じた預入日の応当日（以下、「応当日」という。）がある場合
応当日を満期日とします。
 - (2) 応当日がない場合
月末日を満期日とします。
4. 満期日において普通預金口座の凍結その他の理由により元利金または利息のお支払いができず、満期日の翌日以降に元利金または利息のお支払いを行う場合、当該満期日以降の元金に対する利息は、当該満期日から元金をお支払いした日の前日までの日数および当行所定の普通預金利率のうちもっとも低い金額階層に適用する利率により計算します。なお、本項の場合において、満期日における未払利息に対して利息は付されないものとします。
5. この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの預入期間（以下、「預入期間」という）に応じて、当行が別途定める所定の中途解約利率によって計算します。但し、預入日の1ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合は、景品は付与されません。

第10条 譲渡、質入れ等の禁止

この預金にかかる預金契約上の地位およびこの取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第11条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

1. お客さまは、この預金に関し満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合であって、かつ、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金にお客さまの当行に対する債務を担保するため、または第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合

には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。

- (2) 第 1 号による充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - (3) 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じる恐れがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。
 4. 相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第12条 規約の準用

1. この預金取引および景品付与に関し、この規約に定めのない事項については、au じぶん銀行取引規約等当行の他の規約の定めを準用します。
2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定の au じぶん銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。

第13条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上

【2021年5月4日現在】